

六ヶ所村新規学校卒業者雇用奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新規学校卒業者（以下「新規学卒者」という。）を新たに雇用した事業者に対し、六ヶ所村新規学校卒業者雇用奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付については、六ヶ所村補助金等の交付に関する規則（昭和47年規則第2号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規学卒者 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（短期大学及び大学院を含む。）、高等専門学校若しくは専修学校を卒業（修了を含む。）した者又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に規定する職業能力開発校、職業能力開発短期大学校若しくは障害者職業能力開発校の行う職業訓練を修了した者又はこれらに準ずる者として村長が認める者
- (2) 常用雇用者 1週間の所定労働時間が30時間以上で労働期間の定めのない労働者であって、雇用保険一般被保険者であるものをいう。

(奨励金の対象)

第3条 奨励金の対象となる新規学卒者（以下「対象新規学卒者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 卒業日（修了日を含む。）の翌日から37か月以内に雇用された者
- (2) 本村に住所を有し、当該住所地を生活の本拠として住民基本台帳に登録されている者。ただし、青森県立六ヶ所高等学校を卒業した者である場合は、この限りではない。

(交付対象事業者)

第4条 奨励金の交付対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 常時使用する従業員の数が300人以下であって、国及び地方公共団体並びにこれらに準ずるものを除く個人又は法人
- (2) 村内に事業所等を有する者であって、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の適用を受けているもの
- (3) 第7条第1項に規定する六ヶ所村新規学校卒業者雇用奨励金受給資格申請書の申請日（以下「受給資格申請日」という。）において、対象新規学卒者を村内の事業所で常用雇用者として雇用しているもの

(4) 村税に滞納がないもの

2 対象新規学卒者の雇用が次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として奨励金は交付しないものとする。

(1) 対象新規学卒者が、第8条第1項に規定する六ヶ所村新規学校卒業者雇用奨励金交付申請書の申請日までに離職している場合

(2) 前号に掲げるもののほか、村長が適当でないとする場合

(交付対象月)

第5条 奨励金の交付対象月は、雇用した月の翌月から6か月とする。

2 対象新規学卒者の1か月の勤務日数が14日未満である月は交付対象月としない。

3 受給資格申請日以降に第3条第2号に規定する要件を満たさなくなった対象新規学卒者がいる場合、当該要件を満たさなくなった日の属する月から同号の要件を再度満たすこととなった日の属する月の前の月までは交付対象月としない。

(奨励金の額)

第6条 奨励金の額は、対象新規学卒者1人につき月額5万円に前条に規定する交付対象月数を乗じて得た額とする。

(受給資格申請書の提出及び受理)

第7条 奨励金の交付を受けようとする交付対象事業者は、対象新規学卒者の雇用開始日から3か月以内に六ヶ所村新規学校卒業者雇用奨励金受給資格申請書(様式第1号。以下「受給資格申請書」という。)に次の各号に掲げる書類等を添えて村長に申請しなければならない。

(1) 対象新規学卒者に係る卒業校及び卒業日を証明する書類(卒業証明書等)の写し

(2) 対象新規学卒者に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主控え)の写し

(3) 対象新規学卒者に係る労働条件通知書等の常用雇用者であることを証明する書類

(4) 交付対象事業者に係る村税に滞納がないことを証明する書類

2 村長は、受給資格申請書の申請を受けたときは、その内容を審査し、不備がない場合は六ヶ所村新規学校卒業者雇用奨励金受給資格申請書受理通知書(様式第2号)により当該受給資格申請書を受理した旨を通知するものとする。

(交付の申請及び決定)

第8条 奨励金の交付を受けようとする交付対象事業者は、対象新規学卒者の雇用期間が第5条に規定する交付対象月を経過した後、六ヶ所村新規学校卒業者雇用奨励金交付申請書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて村長に

申請しなければならない。

- (1) 交付対象月に係る対象新規学卒者の出勤簿の写し
- (2) 交付対象月に係る対象新規学卒者の賃金台帳の写し
- (3) 事業所別被保険者台帳の写し
- (4) 奨励金振込先金融機関の通帳の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

2 村長は、前項に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、奨励金を交付すべきものと認められるものには六ヶ所村新規学校卒業者雇用奨励金交付決定通知書（様式第4号）により、交付すべきと認められないものには六ヶ所村新規学校卒業者雇用奨励金不交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 前項に規定する奨励金の交付の決定を受けた交付対象事業者は、六ヶ所村新規学校卒業者雇用奨励金請求書（様式第6号）により、村長に対して奨励金の支払を請求するものとする。

（工場等設置奨励条例の適用）

第9条 村長は、交付対象事業者が六ヶ所村工場等設置奨励条例（平成13年条例第9号）第7条に規定する雇用奨励金の交付を受けている期間においては、当該交付対象事業者に対して奨励金を交付しない。

（交付決定の取消し）

第10条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第2項に規定する交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受け、又は受けようとした場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、村長が奨励金の交付を不相当と認めた場合

2 村長は、前項の規定による取消しをしたときは、六ヶ所村新規学校卒業者雇用奨励金取消通知書（様式第7号）により、当該交付対象事業者に通知するものとする。

（奨励金の返還）

第11条 村長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。